

元号改正に伴う関係規程の整備等

区 分	議決	対象範囲	
-----	----	------	--

エグゼクティブサマリー

- 元号改正に伴い、「平成」と表記している関係規程を一括して整備するもの。
- 元号を引用する必要がある条文については、新元号に改めるとともに、必ずしも元号を引用する必要がないもの（例：各種届出様式の提出年月日）については、西暦表記に改める。
- なお、前回経営委員会で御審議いただいた内容から、新元号を追記した以外の変更はない。

バックグラウンド

- 4月1日に新元号（令和）が公表。
- 新元号の施行が5月1日であるため、それまでに関係規程を整備する必要がある。

フィードバック期間及び検証方法

- なし

便益及びリスク

- なし

KPI

- なし

戦略プラン

- なし

その他

- なし

規程整備等の考え方

- ① **本則及び附則**中「平成」表記をしている規程（細則を含む。以下同じ。）については、**新元号に一括して改正**。

例) 「平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、～」



「平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、～」

- ② ただし、**様式**で「平成」表記をしている規程については、**西暦表記に一括して改正**。

例)

誓 約 書

私は、年金積立金管理運用独立行政法人の役員として、役員の再就職の制限に関する規程の事項を遵守することを、誓約いたします。

平成 年 月 日

氏名 印



誓 約 書

私は、年金積立金管理運用独立行政法人の役員として、役員の再就職の制限に関する規程の事項を遵守することを、誓約いたします。

年 月 日

氏名 印

「役員の再就職に関する規程」

* 具体的な改正方法は次ページのとおり。（当法人の関係規程の表記を一括改正するための規程を新規制定）

一括改正規程案（議決いただく内容）

○ 改元に伴う関係規程の整備に関する規程（案）

第1条 規程等の制定等に関する規程第2条第1号に規定する「規程」（同条第2号に規定する「細則」を含む。次条において単に「規程」という。）（様式を除く。）中、平成31年5月1日以降の年月日を定める部分について、「平成」を「令和」に改める。

第2条 規程（様式に限る。）中、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。